

# 円融天皇の治世の特色

— 遵子立后 —

川 田 康 幸

## 序

本論は、一昨年本学の紀要において論じた「円融天皇の治世の特色——その前半——」ならびに、昨年本学の紀要において『栄花物語』における円融天皇像の特色——その治世の後半——と題して拙論を展開したものの、続編である。

円融天皇の治世は、安和二年（九六九）八月十三日の冷泉天皇からの受禪以降、永観二年（九八四）八月二十七日の花山天皇への譲位までの、足掛け十六年（実質十五年間）の長期にわたる。冷泉天皇の治世は、康保四年（九六七）五月から安和二年（九六九）八月まで、花山天皇は、永観二年（九八四）八月から寛和二年（九八六）六月までの、それぞれ足掛け三年間（実質二年間）という短期間の治世と比較すると、七・五倍の長期政権であったといえる。

一昨年の紀要で取り上げたものは、安和二年（九六九）の円融天皇の受禪から貞元二年（九七七）十一月の堀河殿・兼通の死までを、円融天皇の治世の前半とした。そして、その期間における、円融天皇の治世の特色について考察を加えた。

円融天皇の治世の前半は、大きく二つに分けることが出来る。その一つは、十一歳で受禪した安和二年（九六九）から、十四歳の天禄三年（九七二）の「幼主」円融天皇の時代である。この時代の特色は、外戚藤原兼家の跳梁跋扈と、政情不安と打ち続く天変地異に痛め付けられた時代と言ってよい。安和の変前後から、傍若無人な藤原兼家の振る舞いが目立つ。朝儀の乱れと言ってよいようなことが平然と行われている。またその時代を映したような奇怪な出来事や、日食・月食・地震など天変地異が続出した時代である。

その二は、天禄三年十一月の藤原兼通の内大臣就任から、十九歳となった貞元二年（九七七）十一月の兼通の死までの「青年」円融天皇の時代である。理想に燃えた円融天皇は、雅の重視と仁政・徳政を敷こうとする。この新制を強力に推進するために、兼通を関白に任命した。だがこの体制も内裏の大火と大地震に打ちのめされ、兼通の早い死を持って幕を降ろすのである。

『日本紀略』によれば、円融天皇は天延二年（九七四）三月二十六日まで、伊尹の死後しばらく摂政や関白を置いていない。青年天皇は、忠平没後の父、故・村上天皇のような、天皇親政を目指したのではないか。円融天皇は皇后・皇子と共に、父帝が母后・安子と共に政を執った天曆の治の形態を志した。だがうち続く怪異事件や、地震など天変地異の多発に悩まされる。この苦境を外戚の力を借り打開しようと、皇子の父・太政大臣兼通を関白に任じたのである。

青年円融天皇の志した政治姿勢は、多くの身分の低い官人達の支持を得ていた。また伯父左大臣源兼明の支持も得ていた。世情不安による怪異事件の多発も、円融天皇の新制により終息するかに見えた。だが兼通を関白に任じ、摂関家の協力を得たところで、日食や月食それに加えて、頻発する地震には手の施し様が無い。また国司を襲撃する事件も多発する。地方が疲弊していたのである。加えて天延二年（九七四）秋には、天皇自身が疱瘡に罹患、天延三年（九七五）には、星が見えるほど暗くなった皆既日食に近い天変、天延四年（九七六）には、内裏の大火と「宮城諸司多破壊顛倒」

という大地震に見舞われる。御所を幄舎に移すという非常事態にまでなるのである。気が休まる暇もない状況に追い込まれたのである。そこで、貞元元年（九七六）と改元。その後、新造内裏の完成まで、御所を職曹司から堀川第に移さざるを得ない状況になったのである。

ところがこの堀川第を里内裏にしていた貞元二年（九七七）の夏四月には、伯父左大臣源兼明が二品中務卿に眨され、大切な支持者を一人失う結果になる。悪いことに、新造内裏に還御されたところで、兼明を眨した関白太政大臣兼通もその冬十一月にこの世を去ってしまった。

円融天皇の治世の前半は、頻発する天変地異に加えて政情不安による奇怪な事件が多発する。まさに政情不安と打ち続く天変地異に痛め付けられていた、と言っても過言ではない。そのなかで必死に新しい政治体制を目指そうと苦闘した青年天皇の姿があった。

昨年本学の紀要で取り上げたものは、円融天皇の治世の後半として、貞元二年（九七七）十一月以降を対象とした。即ち、関白太政大臣兼通の薨去以降の、『栄花物語』における円融天皇像の特色について考察を加えたのである。

『栄花物語』における円融天皇治世の後半の特色は、中宮・嬪子の崩御後、詮子を立后させなかった円融天皇に対しては、最大限の悪罵をあげている。退位後、即ち懐仁親王立太子後は一転して最大限の賛美を受けるのである。このことは即ち、『栄花物語』の叙述の中心が、東三条院・詮子を賛美する点にあり、円融天皇ではなかったということである。

詮子を立后させなかった円融天皇を非難するために、まず兼通の薨去後の後宮の状況、即ち、遵子と詮子の入内の順序等に虚偽を加えるのである。すなわち『栄花物語』では、「右大臣（実際は大納言）の娘」詮子が入内競争の先陣を切ったとする（実際は遵子の入内が先で、その後詮子が入内するのである）。中宮嬪子没後の後宮には帝の女御として

詮子のみが残り、詮子の立后が当然視された。そこへ割り込むのが関白頼忠の娘遵子であるとする。関白頼忠の娘と右大臣兼家の娘の立后をめぐる争いが激化し、円融天皇が非難される原因が生じるのである。

円融天皇は関白頼忠の意向を恐れ、常に優柔不断であると非難するのである。その様な時に、天元三年（九八〇）六月に懐仁親王が誕生する。そして天元五年（九八二）三月に遵子の立后が行われた。この遵子の立后について、『栄花物語』では、円融天皇を口を極めて非難している。先妻で一の皇子の母である梅壺の女御を差し置いて、後妻で皇子もいない弘徽殿の女御の立后を強行し、懐仁親王の母に悲哀を味あわせたのであると。

このことは、『栄花物語』では東三条院・詮子に対する賛美に視点があり、円融天皇はあくまで脇役でしかない事を示しているのである。

また天元三年の懐仁親王誕生から年末までは、兼家が推進したと思われる、尊子内親王の入内が大きな事件であった。詮子不在の円融天皇の後宮で、弘徽殿女御・遵子の影響力を殺ぐ目論見で、尊子内親王の入内が行われた。だが『栄花物語』では、兼家の目論見がばかされ、天元三年の懐仁親王誕生後に、書き漏らしていた過去を思い出したかのような形で記される。そして、あろう事か、唐突に「兼通の時代」の出来事・エピソードとして思い出したので、ついでに記すといったような軽い挿入のような扱いに描かれているに過ぎない。誠に不自然な扱いなのである。本論では、これらを含め、関白兼通薨去後、遵子立後にいたる間の、円融天皇の実像に迫りたい。

## 一、遵子・詮子の相次ぐ入内と、皇后嬪子の死

貞元二年（九七七）十月の関白太政大臣兼通による病を押した除目により、右大将大納言藤原兼家は、大将から治部

卿に貶降という憂き日にあう。兼通は弟兼家の左遷を見届けたあと、一ヶ月もせず亡くなるのである。この時、傷心の兼家を慰めたのが誰であろう円融天皇であった。

『拾遺和歌集』巻第九の五七四・五七五番歌（本文は岩波・新日本古  
典文学大系本による）に不遇を歎く兼家の長歌と短歌があり、

円融院御時、大将はなれ侍て後、久しく参らで奏せさせ侍ける  
東三条太政大臣

あはれ我 五つの宮の 宮人と その数ならぬ 身をなして 思ひし事は かけまくも かしこけれども 頼もし  
き 蔭に二度 遅れたる 双葉の草を 吹風の あらき方には あてじとて せばき袂を ふせぎつゝ 塵も据へ  
じと みがきては 玉の光を 誰か見む と思心に おほけなく 上つ枝をば さし越えて 花咲く春の 宮人と  
なりし時はは いかばかり しげき蔭とか 頼まれし 末の世までと 思つゝ 九重の その中に いつき据へし  
も 言出しも 誰ならなくに 小山田を 人にまかせて 我はたゞ 袂そをつに 身をなして 一春三春 過しつゝ  
その秋冬の 朝霧の 絶え間にだにも と思しを 峰の白雲 横ざまに 立ちかはりぬと 見てしかば 身を限り  
とは 思ひにき 命あらばと 頼みしは 人に遅るゝ 名なりけり 思ふもしるし 山河の 皆下なりし 諸人も  
動かぬ岸に まもりあげて 沈むみくづの はてくは かき流されし 神無月 うすき氷に とぢられて とま  
れる方も なきわぶる 涙沈みて かぞふれば 冬も三月に なりにけり 長き夜なく しまたへの 臥さず休  
まず 明け暮らし 思へども猶 かなしきは 八十氏人も あたら世の ためしなりとぞ さはぐなる まして春  
日の 杉むらに いまだ枯れたる 枝はあらじ 大原野辺の つぼすみれ 罪をかしある 物ならば 照る日も見  
よと いふことを 年のをはりに 清めずは 我が身ぞつるに うちぬべき 谷のむもれ木 春来とも さてや止  
みなむ 年の内に 春吹風も 心あらば 袖の氷を 解けと吹かなむ  
(五七四番歌)

これが御返、たゞ稲舟の、と仰られたりければ、又御返し

如何にせむ我が身下れる稲舟のしばし許の命堪へずは

(五七五番歌)

と、五七四番歌の中で、帝の幼少時代から、立太子、即位にいたるまでの献身的努力が報われず、不遇を託っている現状を訴えた。これに対して、円融天皇は五七五番歌の詞書では、『古今和歌集』の東歌を踏まえて「稲舟の」と、今しばらく待つようにと慰めたのである。誰もが恐れていたであろう外戚の権門・兼家に対してしばし待てと慰め得るのは、円融天皇にしか出来えないし、又王者の風格が備わっていたからであろう。兼家は翌、貞元三年(九七八)六月二十一日に「勘事後初参内。十二任右大臣」(「公卿補任」兼家条)と、左遷後始めて参内したことが記されている。円融天皇はなかなかにしたたかで、兼家を慰める一方で、貞元三年四月十日には早速に、頼忠の娘・遵子を入内させている。この辺りを表にすると次のようになる(表I参照)。

表I(『日本紀略』による。それ以外のものは下に注記)

年号	月日	記事
貞元二 九七七	十月十一日	於桂芳坊有除目。右近大將藤原兼家任治部卿。(中略)以左大臣可爲關白万機者。
貞元三 九七八	十一月八日	依太政大臣病。大赦天下。老人賜物。大臣於堀川院薨。 <small>年五十三。</small>
	四月十日	左大臣女遵子入掖庭。准女御。被免輦。
	五月廿二日	宣旨。以藤原遵子爲女御。

天元一 九七九	六月 廿一日	勘事後初参内。  <small>〔公卿補任〕兼家条</small>
	八月 十六日	右大臣 <small>雅信</small> 以下諸卿参承香殿女御遵子方奏管絃。天皇渡御。殿上侍臣堪絲竹之者應召。右大臣歌曲。時人莫不感歎。
	八月 十七日	大納言藤原兼家卿息女初入掖庭。候梅壺。 <small>名詮子</small>
	九月 廿一日	小除目。今日。大納言兼家可任右大臣之由有宣旨。
	十月 二日	天皇出御南殿。任大臣。太政大臣頼忠。左大臣雅信。右大臣兼家。大中納言 <small>兼信</small> 同被任。
	十一月 四日	以藤原詮子爲女御。
六月 三日	寅刻。皇后藤原皇子崩于堀河院。 <small>年卅三。</small>	

円融天皇のすばらしいバランス感覚が示されている。小野宮家の子孫の関白頼忠と東三条家の兼家、何れにも権力や帝の寵愛が偏らないように最新の注意が払われている。彼等の娘達の入内に当たっても、外戚関係にはない、その点では軽んじられ勝ちな関白家の方を常に先行させ、疎かにはしないのである。放って置けば自ずと外戚というだけで、権力の集中しがちな、まして幼帝時代には傍若無人な振舞をしていた兼家である。その外戚の兼家の頭を押さえ、一步控えさせて距離を置くのである。既にこの当時の円融天皇には、王者としての実行力・風格が備わっていたのである。関白の娘遵子は入内にあたり、最初から女御に準じた扱いをし、関白を感激させたのである。頼忠は円融天皇に心服したのではないだろうか。この一事で、転換初期の政権基盤の脆さを、確固たるものに転換させたのではないだろうか。人心の収攬を心得た立派な天皇である。

また兼家の左遷を解いたあと細かな気遣いを関白家に対して忘れてないのである。詮子の入内に関してはおおさら、心穏やかにはなれないであろう関白家に対して細やかな配慮を示す。遵子の入内後二ヶ月目の六月下旬に、兼家は勘当を許され参内する。加えてまたその二ヶ月後の八月には、兼家の娘が入内するのである。円融天皇と外戚関係にはない関白家にとって、詮子の入内は一番神経質になる出来事ではなからうか。

即ち、その前日の八月十六日には右大臣源雅信以下諸卿を、承香殿女御遵子のもとに招集し管絃の遊びを行っている。その素晴らしさに感歎しなかった人はいなかったという。遵子としては充分に自尊心をくすぐられたものであり、華やかなものであったろう。また、関白家の名誉が保たれるようにと配慮されている盛大な儀式であったのである。更に加えていえることは、このことは取りも直さず、醍醐天皇の御代の朝儀の復活でもあり、円融天皇の理想とした雅を重視するという政策の一環であった。

於承香殿有御遊興。延喜昌泰以後久絶。

〔百練抄〕天元元年八月十六日条。

このことは、後世に理想と仰がれた、延喜・天曆の治の復活を志向したものと行って過言ではなからう。『百練抄』では明確にその様な受け取り方をしている。円融天皇の目論見は成功しているといえよう。

そして兼家の娘・詮子は、父の復帰後二ヶ月も置かず、父の復職を待ち兼ねていたかの如く入内する。詮子は、安子縁の「藤壺」のすぐ北に位置する「梅壺」に住むことになるのである。安子は言うまでもなく詮子の伯母であり、村上天皇の中宮でもあり、円融天皇の母でもある。心憎いばかりの配慮といえないだろうか。

兼家の右大臣任命に当たっても、同時に関白頼忠を太政大臣に昇任させるなど、偏らない帝としての姿勢が見える。そして、叔父・兼家には細やかな配慮を和歌で示し、兄兼通の時代から不遇を託っていた兼家の不満を慰めるのである。

『新古今和歌集』卷第十七の一六四八番歌、一六四九番歌（本文は岩波・新日本古典文学大系本による。以下同。）の贈答歌には、この辺りの人心掌握



の機微を弁えた円融天皇の姿が良くできていると言えるのではないか。

冬ごろ、大将離れて歎く事侍りける明くる年、右大臣になりて奏し侍ける 東三条入道前摂政太政大臣

かゝる瀬もありけるものを宇治河の絶えぬばかりも歎きけるかな

御返し

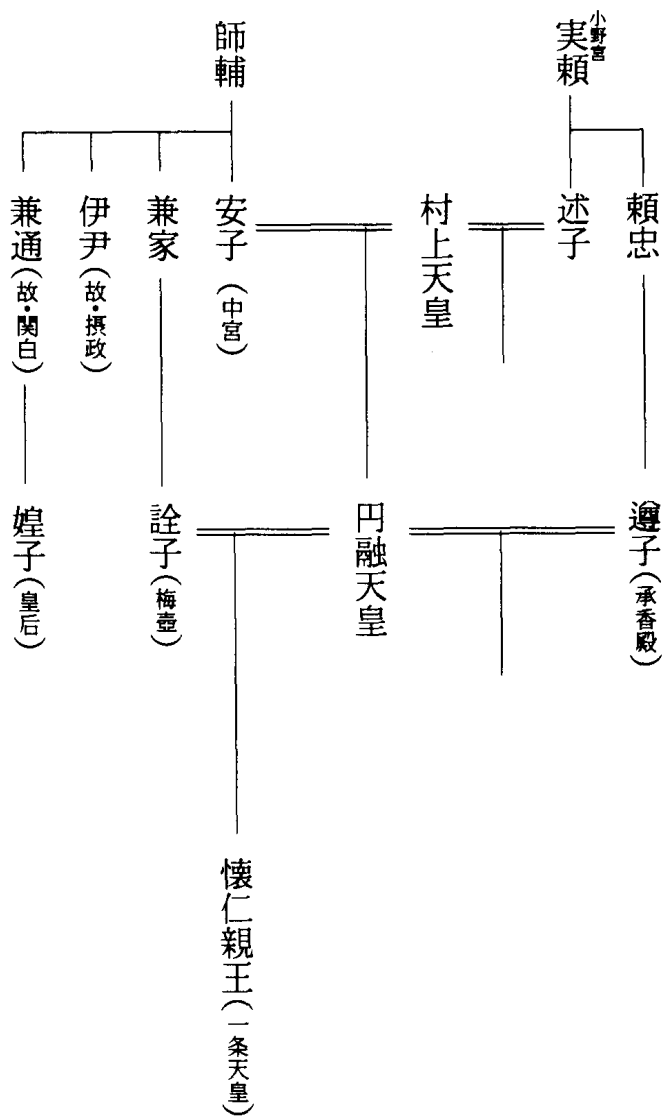
円融院御歌

昔より絶えせぬ河の末なればよどむばかりをなに歎くらん

兼家が、辛かった人生を振り返り、右大臣となった喜びを歌い、円融天皇に奏上した。これに対して、何を昇進が遅い・辛いと歎いているのだ、おまえ達の一流・一族を信頼しているのだと、二句目三句目で諭す円融天皇である。師輔の子であり、加えて中宮安子の兄弟という一族、帝の外戚という名流の中で、唯一健在であったのは兼家だけであった。小野宮流の関白頼忠に対して、常に九条流・師輔の子孫、そしてその一族の長であることを常に意識せざるをえない立場に兼家はいた(系図I参照)。そして、官位・官職は常に頼忠が一步先行していたのである。唯一逆転出来る可能性のあった貞元二年十月には、兄兼通に関白就任を阻止され、左遷の憂き目に合わされたのである。悔しく辛い立場にいた。不満が鬱積し今にも爆発しそうな状況に置かれていたと言ってもおかしくない。そのような兼家にとって、「絶えせぬ河の末」と言う円融天皇のこの一言は、一種の殺し文句でもある。

貞元二年末の関白兼通の死は、当時の貴族社会に大きな変動をもたらした。翌貞元三年は、関白頼忠と叔父右大臣兼家の間を、円融天皇は上手に調整を図っていたのである。円融天皇にとっては気力も体力も充実していた頃と言えよう。だが後見の関白を亡くした、皇后嬪子にとっては大変辛い状況に置かれたのではないか。嬪子にとっては急速に気力も体力も衰えていった期間となった。

関白の没後一年もせずに、強力な競争相手の女御が二人も登場したのである。単純に計算しても、帝と過ごす時間



が従来の三分の一になってしまったのである。確りとした後見のいない、心細い皇后嬪子にとってこれほど惨いことはないであろう。更に新参の女御・詮子は帝の寵愛が厚いのである。そのことを喜んだ兼家の歌と帝の返歌が『新古今和歌集』巻第十六、一四四七番歌と一四四八番歌にとられている。

東三条院女御におはしける時、円融院つねに渡り給けるを聞き侍りて、鞆負の命婦がもと  
につかはしける

東三条入道前摂政太政大臣

春霞たなびきわたるおりにこそかゝる山辺のかひもありけれ

御返し

円融院御歌

むらさきの雲にもあらで春霞たなびく山のかひはなにぞも

詞書の如く円融天皇が常に詮子の元に渡る状態で、兼家が喜びの余り歌を詠んだとすれば、寵愛の衰えを感じた嫡妻・皇后嬪子の悲しみの深さは、はかり知れないものがあるだろう。

明けて、天元二年(九七九)に入ると、一見華やかな行事が続く一方で、故関白兼通の娘・皇后嬪子の崩御という、大変な事態が生じたのである。皇后の位が、嬪子の死で突然空位となったのである。承香殿女御・遵子と、梅壺女御・詮子の間に立後の争いが生じたのである。一方は外戚ではないが関白の娘である。対抗するもう一方は右大臣ではあるが円融天皇の外戚にあたる。何れ劣らぬ権門の女御達である。

皇后嬪子が亡くなったのは、六月三日の未明に堀河院においてであった。未だ三十三歳という若さである。葬儀は六日後の六月八日に執り行われている。梅雨末期の集中豪雨か、多分東河とあるので鴨川が氾濫していなか、川を渡って鳥辺野で行われたのである。

庚戌。寅刻。皇后藤原嬪子崩于堀河院。年卅三。

葬送前皇后。而大雨之間。東河汎溢。寅剋渡河。

(『日本紀略』  
六月三日条。)

(『日本紀略』  
六月八日条。)

夏とは言え、集中豪雨の降る中、全員濡れそぼったであろう。当事者達に取っては、悲しみを倍加する雨である。誠に哀れな状態である。嬪子の悲しみが呼び寄せた雨なのであるか。あるいは早すぎる嬪子の死を、天が悲しんだのであろうか。それとも来るべき将来の混乱・立後の争いを予兆した、大雨と鴨川の氾濫であらうか。

父・兼通が在世中は嫡妻・こなみとして、天皇を独り占め出来た幸せな時代を持った嬪子。父・兼通の死後は一転して後妻・うはなりとして、権門の女性達が競って入内し、厳しい競争に巻き込まれた嬪子。皇子の誕生を見ることもな

く後見を亡くしてしまった、皇后の悲哀を皇子は充分に味うことになったであろう。この皇子の死を痛んだ円融天皇の御歌が『詞花和歌集』巻第十、三九五番歌（本文は岩波・新日本古）にある。

堀川中宮かくれ給て、わざの事はてて、あしたによませ給ける

円融院御製

思ひかねながめしかども鳥辺山はてはけぶりもみえずなりにき

鳥辺山で火葬にされたのであろうか。悲しさの余り眺めたけれど、しまいには煙も見えなくなったとある。円融天皇は火葬の煙が見えなくなまで、鳥辺山のあたりを御覧になっていたのであろうか。皇子は円融天皇が元服された翌年、天禄四年（九七三）入内して、兼通在世中は一身に寵愛を集めていたのである。糟糠の妻と言える女性である。天皇の悲しみが良く表されている。

皇后皇子の死は、安定するかに見えた円融天皇の政権に、不安の種をもたらしたのである。即ち、承香殿女御・遵子と、梅壺女御・詮子間に激烈な立后の争いをもたらしたのである。

## 二、皇后皇子の崩御と後宮の動き

天元二年（九七九）六月三日に皇后皇子が堀河院で崩御する。次の皇后として、関白頼忠の娘・遵子が冊立されたが、冊立までには時間がかかり、天元五年（九八一）三月十一日に立后。立后までに足掛け四年、実質二年九ヶ月の長い期間を要したのである。関白の娘と言えども、次の皇后としてすんなりとは冊立出来なかったのである。前の皇后皇子と比較してみると、遵子の場合、関白の娘でありながら立后にいたるまでの時間が、異様に長くかかっているのがわかる。前の皇后皇子は、天禄四年（九七三）二月二十九日に入内、七月一日には早々と立后。この間、放火や火事、あるいは地

震や大風と、天変地異等が続発し世情は非常に落ち着かないのであるが、僅か四ヶ月と少々で皇后に冊立されている。即ち、服喪の期間があったとしても、遵子の立后に抵抗する勢力の力が強かったのではないか。言い替えれば、右大臣兼家側の抵抗が強かったのではないか。そのあたりのことを、関白家と右大臣家の、後宮における動きを中心にまず検討してみたい(表Ⅱ参照)。

表Ⅱ (紀)は『日本紀略』、(小)は『小右記』による。それ以外のものは下に注記。以下表については同じ。( )

年号	月日	記	事
天 元 三 年 九 八 〇	一月十一日	女敍位。	○「東三條院 天元三年正月十日敍從四位下」 (『院号定部類記』)
	一月十五日	依母氏薨、女御退出事、	(藤原時地) (藤原時子) ○小目録一二〇
	二月廿五日	己巳。太政大臣息男於清涼殿加元服。右兵衛督遠度理髮。左大臣加冠。即敍正五位下。名公任也。(中略)太政大臣息女於里亭著裳。	(權忠) (公任) (紀)
	三月三日	今日。太政大臣息男公任聽禁色。	「扶桑略記」
	三月九日	右大臣於法性寺修室家七々法事。上卿及外記等向之。公家并一院修諷誦。	(時延) (紀)
	六月一日	寅尅。女御藤原詮子産第一皇子。名懷仁。	(一統帝) (名懷仁) (紀)
	七月二十日	於清涼殿新誕皇子五十日。有御遊。	(紀)

天元三年 九八〇		八月一日	以第一皇子懷仁爲親王。	紀
天元三年 九八〇		九月十三日	盜入弘徽殿女御御曹司。掠取器物。東宮帶刀藤原景澄之所爲也。	紀
天元三年 九八〇		十月廿日	前齋院尊子内親王初參候麗景殿。 <small>冷泉院皇女也。</small>	紀
天元三年 九八〇		十一月廿二日	奏宣命之間。從主殿寮人等候所。火焰忽起。天皇御中院。女御遵子移左近府少將曹司。一品資子内親王移縫殿寮。前齋院尊子移本家。此間。諸殿舍皆悉燒亡。所殘采女町。御書所。桂芳坊等也。戌時。天皇移職曹司。	紀
天元四年 九八一		正月十日	己酉。前齋院尊子内親王敍二品。	紀
天元四年 九八一		一月三日	右府・按察大納言爲光・左大將朝光・參議佐理相率參入内、於梅壺上直廬有盃酒、 <small>(藤原)</small>	小
天元四年 九八一		一月一九日	二品宮被參入、以承香殿爲直廬、 <small>(尊子内親王)</small>	小
天元四年 九八一		一月廿八日	今朝院女御頓滅云々、梅壺今夜退出、 <small>(冷泉上皇)</small>	小
天元五年 九八二		三月十一日	以女御從四位上藤遵子。立爲皇后。	紀
天元五年 九八二		四月九日	傳聞、昨夜二品女親王、 <small>承香殿</small> 不使人知、蜜親切髮云々、或説云、邪氣之所致者、又云、年來本意者、宮人秘隱、不云實誠、早朝義壞朝臣參入、令奏此由云々、 <small>(藤原)</small>	小

最初に動きがあるのは、天元三年(九八〇)一月十一日である。この日詮子が從四位下に叙されたのである。喜びもつかの間一月十五日には、母時姫の服喪で宮中を退出しなければならなかった。そして三月九日には、法性寺に於いて法

事が営まれる。その際、冷泉院と円融天皇は諷誦を修せられている。

一方この間、二月二十五日には清涼殿において、関白の息子・公任の元服が執り行われた。左大臣雅信が加冠役を勤めたが、その際驚くべきことに、正五位下に叙されたのである。通常ならば蔭位の制により、従五位下に叙されるのであるが。また『扶桑略記』によれば天皇手ずから冠を授ける等をした記す。まさに円融天皇から大変な殊遇を受けたといえる。そして三月三日には禁色が許されたのである。関白頼忠に対して信頼が厚いのである。ところが此の関係を揺るがす重大な事件が発生するのである。それは、一の皇子・懐仁親王の誕生である。

円融天皇がいくら関白頼忠を信頼しようと、世間がそれを許さなくなったのである。円融天皇にとっての待望の後継者がやっと誕生したのである。将来、立太子し円融天皇の後継者となる可能性が一番高い人、それが右大臣の外孫として誕生したのである。人々の人気は将来を見越して、外孫の誕生をいまだ見ない関白から離れて行くのである。懐仁親王が即位すれば、外戚として摂関の位置に着くのは、右大臣兼家を筆頭に詮子の兄弟である。その様な事を象徴するものが、天元五年(九八二)一月三日の記事である。兼家が九条殿の一族の公卿である按察大納言爲光・左大将朝光・参議佐理等を引き連れて参内し、詮子のいる梅壺の上直廬に於いて盃酒におよぶのである。これは梅壺の女御・詮子立后への、円融天皇に対する強力な圧力行動・示威行動でもあろう。懐仁親王が将来即位すれば、頼忠が引き続き関白なり、摂政を務める可能性はほぼゼロに等しいのである。

円融天皇にとって待望の男皇子が誕生するのは、六月一日である。それ以上に待ち望んでいたのか右大臣兼家である。風雲急を告げたのであろうか、七月九日には大風暴雨があり多くの被害が出ている。

午後大風暴雨。宮中樹木。諸門。羅城門等顛倒。東西京人宅多以破損。

また同じく七月十五日には大雨が降り、大洪水にみまわれている。

〔日本  
紀略〕

夜。大雨降。洪水溢。東西京中等如「大河」。舍屋流損甚多。

〔日本  
紀略〕

と、京中が冠水し大河の様になって、流されたり損壊した家屋が甚だ多く、大変な事態となっていた。にもかかわらず五日後の七月二十日には懐仁親王の五十日のお祝いが、清涼殿で執り行われた。天災が続いている折りではあるが余程嬉しかったのであろう、御遊も加わり華やかに行われたのである。

詮子は帝の一皇子を生み、あまつさえその父は帝の外戚・叔父で右大臣という顯職にある。後宮における重みは磐石のものがある。それに比べ遵子の方は、帝との間に皇子の誕生を見ていない。また父は関白と言うものの、帝の外戚ではないのである。弘徽殿女御は、一気に劣勢に立たされたと言える。右大臣兼家としては、この詮子腹の皇子・懐仁親王の優位性を如何にしても死守しなければならぬ状況が出現したのである。

懐仁親王の優位性を死守するためには、弘徽殿女御に皇子の誕生を見ないことである。次善の策としては、梅壺女御・詮子の優位性を保つことである。それには、梅壺女御の立后を図ることである。それが叶わなければ、弘徽殿女御の立后を阻止することである。将来、遵子が立后して、その腹に何番目かの皇子の誕生でも見た場合、一番目の皇子とはいえ、懐仁親王の優位性は一気に瓦解してしまふのである。外戚として関白にはなれなかった兼家の不満と不信は、懐仁親王の誕生以降返って高じるのである。

下って、天元三年九月十三日の記事からは二つのことが読み取れる。その一つは、入内当初、承香殿に住んでいた遵子が、此の頃すでに弘徽殿女御と称されるようになっていたということ。弘徽殿は言うまでもなく、清涼殿のすぐ北に位置し、飛香舎・藤壺と並び称される有力な女御や皇后の住む殿舎であった。詮子のように「円融院つねに渡り給ける」と記されるほど、時めいていたか否かは不明だが、弘徽殿が女御遵子に与えられたことは、円融天皇の後宮でそれだけ遵子が重視され、重々しい位置・次の有力な皇后候補であったことを示している。またこの弘徽殿には、過去に遵子の



叔母述子が住んで<sup>註三</sup>いた。述子は、天曆元年（九四七）十月五日に十五歳で呆気無く亡くなってしまいが、弘徽殿は小野宮家一族の縁の殿舎といえよう。承香殿の女御遵子を弘徽殿に移すなどということは、円融天皇に対する右大臣兼家の不満と不信をまさに高じさせる原因なのである。

今一つは、一皇子懐仁親王の誕生で、遵子の周辺が一気に不安定化したということである。こともあろうにこの后候補の住む弘徽殿の御曹司に、東宮の帯刀藤原景澄が盗みに入るのである。まさに関白頼忠を蔑ろにした行為、弘徽殿女御・遵子をおとしめる行為である。懐仁親王の誕生で一気に、関白頼忠と弘徽殿の女御遵子は劣勢に立たされたのである。そのことを象徴した事件である。それとともに、円融天皇の権威を失墜させる事件でもあった。十一月二十二日の内裏の大火も、円融天皇の権威を失墜させその政権基盤をゆるがす大事件である。帝も弘徽殿女御も内裏から避難せざるをえなかったのである。誠にみじめな思いをせざるをえない状況に置かれたのである。

関白頼忠と弘徽殿の女御遵子を劣勢に立たせ、その権威を失墜させる為の事件が更に展開する。それは十月二十日の冷泉院皇女である、前齋院尊子内親王の入内である。尊子内親王は麗景殿に住むのである。此の件に関しては、本学の昨年の紀要にのべたが、兼家が主導したものであろう。また弘徽殿女御の皇子誕生を、叶わぬまでも減じる可能性を秘めたものであろう。その尊子内親王の入内を、関白家側は阻止出来なかったのである。それはとりもなおさず、関白と弘徽殿の女御の権威が、失墜した事を象徴的に示したことなのである。

尊子内親王は翌天元四年（九八一）一月十日には、二品に叙され、後宮での位階としては従四位の遵子や詮子より高いのである。また天元五年（九八二）一月一九日には、弘徽殿の女御遵子が入内当初に住んでいた承香殿を、当て付けがましく直廬とするのである。これなども右大臣兼家の差し金ではないか。尊子内親王は、三月十一日に女御遵子が立后すると日を置かず四月九日に落髪するのである。邪気のせいだとか長年の本意だとか色々噂が飛び交ったが、仕えて

いた人々は密かに隠し、本当の理由を語れるはずもなかったのである。

尊子内親王は冷泉院の皇女として兼家に上手に利用されていたのである。ところが遵子の立后を阻止する為の兼家の策謀が失敗に帰す。とすれば、愚かではない限り尊子内親王は、自分の立場に気付いたのであろう。ただ利用されるためだけの入内。尊子内親王は以前、齋院として神に仕えていたのである。それが入内という憂き目にあつたのである。神に仕えた身が、今度は帝とはいえ、人に仕えるのである。純真な方であつたとすれば、身が汚れたのである。罪を犯したのである。であるからこそ贖罪のため、出家という重大な決意を実行したのではないか。尊子内親王は自分の立たされている現実がはっきりと見えたのである。

尊子内親王は自分が右大臣兼家から利用されていたことを、明確に理解したのである。即ち自分の入内は、遵子の立后を阻止する為の兼家の策謀の一つにすぎなかつたと。その意味で、尊子内親王の出家は、邪気のせいではない。出家の理由も、右大臣側から利用されただけという、我が身のはかなさを強く認識したからであらう。遵子の立后で自分の役割が無に帰したのである。円融天皇の後宮で利用価値が無くなったのである。此の認識が、世のあわれさを刺激し、年来の本意の実行を促したのである。原因を宮人が言える訳もないのである。秘匿しなければならなかつたのである。

### 三、皇后の崩御と不安定な世の中

天元二年(九七九)六月二日に皇后嬪子の崩御の前後から、風雲が急を告げるのである。貞元三年(九七八)三月には、備前介橋時望が海賊に殺害され、四月には内裏の近辺で火事が発生する。また五月には関白の仕丁が乱闘を起し、病気の為侍臣を罷免すると言ふことが発生する。不穏な空気が世間を覆うようになるのである。更に、天変怪異や天候不順

のため、七月九日には十六社に奉幣する。だが嘲笑うかの如く、同二十二、二十三日には右近陣と陰陽博士出雲清明宅が落雷の被害にあう。また「怪異事」として、八月に烏が左大将の座で悪戯をした記される。さらに十月には内裏の中で帳帷を焼くというぼやが発生する。十一月には盗賊の捜査が八、九日と二日にわたり行われている。いたたまれず、明年が陽五の年に当たるといので、十一月二十九日に天元元年に改元という次第になった(表Ⅲ参照)。

表Ⅲ(貞元三年・天元元年(九七八))

月 日	記	事
二月 四日	今日。祈年祭依 <sub>二</sub> 内裏穢 <sub>一</sub> 延引。(同ノ五、春日祭延引。同ノ七、大穢。依 <sub>二</sub> 祈年祭延引 <sub>一</sub> 也。同ノ一二、大原野祭延引。)	紀
三月 某日	從五位下備前介橋時望爲 <sub>二</sub> 海賊 <sub>一</sub> 被 <sub>レ</sub> 致。	紀
四月十九日	申刻。雷鳴雨氷。	紀
四月廿二日	内裏近邊火事、少將棟利著烏帽參内事、	①目録一八九
五月十一日	關白仕丁與御飯持鬪事、	①目録一七七
五月十九日	依御不豫、被免侍臣事、	①目録一二〇
七月 九日	奉 <sub>二</sub> 幣十六社。依 <sub>二</sub> 天變恠異太一厄霖旱等 <sub>一</sub> 也。	紀
七月廿三日	雷落右近陣。	『百練抄』
七月廿四日	雷震。陰陽博士出雲清明宅致 <sub>二</sub> 破損 <sub>一</sub> 。	紀

八月廿三日	烏昨返左杖左大將座恠事、 <small>(藤原朝光)</small>	①目録一六
十月十六日	御帳帷、爲御燈燒事、	①目録一九
十一月八日	搜盜事、(同九日、搜盜事)	①目録一七
十一月廿九日	詔。改元爲天元元年。依明年陽五之御慎也。	①目録一七

だが改元したからといって、不穩な社会情勢が変わるものでもない。却って天変地異に乗じようとする勢力が暗躍しようとする。翌天元二年には、三月に、あろう事か昼の御座の劔が紛失し、頼忠が別の劔を献上するという事態が発生する。内裏の中では、五月には、盜賊が入り、八月にはその盜賊がつかまる。またその二日後の八月十日には、瀧口を護る惟茂がやはり盜人に疵を負わされる事件が発生している。内裏の中そのものが不穩なのである。その疲労かどうかは判らないが、六月には円融天皇は体調不良に陥る。すると数日後には、左兵衛の陣中に騎馬の人が現れる。奇怪なことからして鬼神かと恐れられている。四月には大雹が降り、奇怪なことに備中国からは形や味が御飯のようなものが空から降って、人々がそれを食べたと言上してきた。また五月には、下野国から前武藏介藤原千常と源肥等が合戦に及んだとの解文が届く。同じ六月には、村上天皇の山陵が頻りに鳴動する。七月には海賊が横行したのか、追捕の事が行われた。東国や西国という地方にあっても不穩な状況が収まらないのである(表IV参照)。

表IV (天元二年(九七九))

月 日	記	事
三月 廿日	書御座御劔紛失事、(同日殿下被獻御劔、使賜御衣事、)	①目録―一四
四月 八日	大水降。	①紀
四月 廿一日	備中國言「上異物解文」。去一日都宇郡撫河郷箕嶋村。形味如 <sub>レ</sub> 飯物降。人民食 <sub>レ</sub> 之。	①紀
五月 一日	下野國言「上前武藏介藤原千常。源肥等合戰之解文」。	①紀
五月 十三日	内裏盜人事、	①目録―一七
六月 十一日	主上不豫事、 <small>(圖融天皇)</small>	①目録―二十
六月 十八日	騎馬人在左兵衛陣中事、 <small>鬼神歟、</small>	①目録―一六
六月 廿八日	夕。村上山陵頻鳴動。	①紀
七月 七日	海賊追捕事。	①目録―一七
七月 廿九日	堅固御物忌事、	①目録―一六
八月 八日	搦得内裏盜人事、	①目録―一七
八月 十日	瀧口惟茂、爲盜人、被疵事、	①目録―一七

天元三年になると一気に世情が不安定になる。この年は第二章で述べたが、一月に詮子が母の服喪で里下がりをする。そしてそのまま里にいて、六月一日には詮子の腹に、円融天皇の第一皇子・懐仁親王を生まれた年である。立後の争いが激化するのである。

三月に藤原氏の氏寺・興福寺の僧が、穢か否かで乱闘を起す。宮中では、女御の下仕えの女が髪の毛を切られるという騒動が起きる。この女御は、梅壺女御詮子は里下がり中と思われるので、関白の娘・弘徽殿女御遵子か。四日後には、宮中での乱暴行為が禁止されている。閏三月十六日には、近江国の俘囚等が陽明門外までに群参し、俘囚の首を殴り損なうという念禅の弟子の乱暴を愁訴する。この訴えに驚いた訳でもあるまい、その三日後の十九日には、源頼光等の武士に召名の宣旨下る。前年には、内裏の中に盗賊の被害が及び、瀧口の武士が盗人のために疵を負っている。内裏のままで世間の不穏な状況が忍び寄ってきているのである。源頼光等の召名は、この様な世情の不安を反映した結果ではないだろうか。

其の後は不穏なピリピリした空気が一気に加速する。閏三月二十六日、数百羽の鴉が南から北を指して飛び去った。五月には物忌みすべしという謡言により、人っ子一人都大路を往還しなかったという。二日後の五月三日も世間の人々は物忌と称して出歩かなかった。何かに神経質になっている。詮子の出産が近いのである。そのせいかどうか判らないが、五月には虹の記録が多く三つも記される。当時の人々が、右大臣家での梅壺女御・詮子の出産を、息を凝らして見詰めている様子が、手にとる様に感じさせられる。六月一日について詮子が出産する。誕生したのが円融天皇の第一番目の皇子であった(表V参照)。

表V (天元三年(九八〇)その1)

月 日	記 事
三月 三日	<p>(興福寺) 山階寺僧鬪乱事、 穢否、 有沙汰、</p> <p>◎目録一七</p>

三月 十日	女御下仕被切髮事、	①目録一七
三月十二日	巳刻氷降。又北山有雪。近來京中河竹生實。世以爲異。	①紀
三月十四日	宮中濫行制止事、	①目録一七
閏三月十六日	近江國俘囚等群參陽明門外。愁申爲阿闍梨念禪弟子毆損俘囚首事。	①紀
閏三月十九日	賴光等召名宣旨事、	①目録一七
閏三月廿六日	鷗自南飛北。其員數百。	①紀
五月 一日	謠言。貴賤可物忌。仍車馬不往反。依妖言、不他行事、	①目録一七
五月 三日	世間人々物忌。	①紀
五月 七日	己酉。弁官東廳虹立。	①紀
五月十八日	庚申。春興。宜陽兩殿前虹立。又左大臣 <small>雅直</small> 小野家等十六箇所虹立。	①紀
五月廿二日	虹立宜陽殿庭并所事、	①目録一七
六月 一日	寅尅。女御藤原詮子產第一皇子。 <small>一錄帝 仁。名懷</small>	①紀

円融天皇の第一皇子が誕生したからといって、世間の混乱が収まった訳ではない。却って立后争いが激化し、混乱状態に拍車が掛るのである。懐仁親王を得た、外戚の右大臣兼家の攻勢が強まるのである。

#### 四、懐仁親王誕生と立后争いの激化

六月一日に女御詮子が円融天皇の第一皇子を生む。これを引き金に兼家の攻勢が強まるのである。関白頼忠と懐仁親王を得た右大臣の内訌が、それぞれの娘たちの立后を巡って激化するのである。このことを暗示させるのが、七月九日の大暴風雨と、七月十五日の大洪水である。都を直撃した初秋の二つの台風被害である。宮中の樹木や羅城門等が顛倒し、人家の多くが破損する。また日を置かずに大洪水が発生し、大河の如くとなり、都中が水浸しとなり多くの家屋が流されたのである。その被害は甚大なものであったろう。円融天皇にとっては、最初の子供を得た喜びを吹き飛ばしても余りある衝撃となったのではないか。このような自然災害は、円融天皇の政における是非を問う引き金となるからである。

外戚ではない関白を置き、外戚を右大臣と冷遇している。このような政治体制は兼家にとっては堪えられないのである。円融天皇の唯一の男皇子を手中にした事に気を強くした兼家が、七月の自然災害で攻勢・批判を強めることは当然考えられる事である。

右大臣兼家の父・師輔は、村上天皇の摂籙臣となることなく、右大臣で天徳四年（九六〇）にその一生を終えた。師輔は、村上天皇の中宮・安子の父であり、その皇太子は孫であった。師輔は村上天皇朝の重臣ではあったが、常に上首には実頼がいた。朝政の場に於いて、師輔は決して実頼を超えることは出来なかったのである。実頼はいうまでもなく関白頼忠の父である。兼家にとっては常に父の置かれていた立場、村上天皇の時代の状況が常に脳裏をかすめたのではないか。自分はこのまま父と同様、小野宮家の下風に置かれたままその一生を終えるのではないかという。これは運命的なもの・絶対的なものとして、恐怖感にも近いものが兼家の心中にあったのではないか。まして円融天皇は、醍醐・



村上天皇を理想とし、その時代の政に返ろうと努力していたから。円融天皇の若き時代、兼家の兄・兼通が内覧・撰録の時代は、顕著にその傾向が見られたではないか。<sup>註四</sup>

その後七月八月と、大鳥や狂い咲きの桜などが怪異・変事として記録されている。そして九月には、こともあろうに、大胆不敵と言うか、関白頼忠の所に盗賊が入る。九月十三日にはこともあろうに、盗人が弘徽殿女御の曹司にまで忍びこみ、器物を盗んだのである。弘徽殿の方の犯人はすぐに捕えられ、なんと東宮の帯刀藤原景澄の所為であり、二日後に藤原景澄は免職となっている。恐れを知らないのである。

この混乱の止めを刺すのが、内裏の火事である。主殿寮の人たちの控えている所から出た火は、瞬く間に内裏の殿舎の殆どを焼き尽くしてしまったのである。<sup>註五</sup>『愚管抄』によればこの度の火事は、貞元元年（九七六）五月十一日に発生したもののより被害が大きいのである。天皇や女御遵子あるいは一品資子内親王や前齋院尊子内親王は、内裏を焼け出され惨めな思いをしたのである。詮子の不在を見透かしたような火事である。円融天皇にとっては、貞元元年以降五年も経たない、関白兼通の時代に引き続いての、内裏の大火である。その心痛はいかばかりか。察するに余りある大火ではなかったか。円融天皇にとってダメージは大きいのである（表VI参照）。

表VI（天元三年（九八〇）その2）

月日	記	事
七月九日	午後。大風暴雨。宮中樹木。諸門。羅城門等顛倒。東西京人宅多以破損。（大風事、①目録一九紀）	
七月十五日	夜。大雨降。洪水溢。東西京中等如大河。舍屋流損甚多。	

七月廿四日	近江國有大鳥異事、	①目錄一六
八月一日	櫻・李有鬼花事、	①目錄一六
八月十一日	大鳥落西京事、	①目錄一六
八月十三日	右衛門府獻異鳥。近江國所進也。	①紀
九月十日	盜入御殿事、	①目錄一七
九月十三日	盜入弘徽殿女御御曹司。掠取器物。東宮帶刀藤原景澄所爲也。	①紀
九月十五日	盜弘徽殿御物者、 <small>(藤原景澄)</small> 免除事、	①目錄一七
十一月廿二日	從主殿寮人等候所。火焰忽起。天皇御中院。女御遵子移左近府少將曹司。一品資子內親王移縫殿寮。前齋院尊子內親王移本家。此間。諸殿舍皆悉燒亡。所殘采女町。御書所。桂芳坊等也。戌時。天皇移職曹司。	①紀
十一月廿八日	詔減公家及皇・后服御常膳物等。又五畿七道諸國調庸未進免除。又復天下半徭。依宮室火事也。	①紀
十二月一日	今夜。但馬守堯時宅。強盜數十人入。盜財物。	①紀
十二月十三日	奉遣伊勢以下諸社幣帛使。依內裏火事也。	①紀
十二月十七日	奉遣柏原 <small>桓武</small> 。村上二陵使。被告內裏火事。	①紀
十二月廿一日	天皇遷御太政官廳。	①紀

内裏の火災で混乱している世間を嘲笑うかの如く、火災の余燼の収まらぬ三日後の十二月一日の夜、但馬守堯時宅を強盗の集団が襲っている。数十人という大集団である。あらかじめ内裏の火災を知っていて、十分に準備を整えていたとしか思えない手際の良さである。まさにこの一年は、立後の争いに世間がピリピリし、大混乱を来して歳の瀬を迎えている。

天元四年（九八一）は引き続き前年の余燼がくすぶり、円融天皇の気力・体力が衰えるのである。一月には齋宮寮の雑舎が十三棟、二月には采女司庁、三月には木工町が火事で焼け落ちている。内裏周辺でしつこく火事が発生している。其の間に慌ただしく造宮の為の諸事が進行する。全く気の休まる間が無いのである。三月二十三日には、造宮に携わっている諸国の今年度の半租を免除している。大変な出費が掛っているのである。社会不安に乗じたものか、それとも国民が疲弊しているのかどうかわからないが、六月には采女町では強盗事件が発生している。天候も不順で五月二十日、二十一日と長雨のためか、止雨の為の占いと祈願が行われ、一転日照りが続いたのか、六月には二十三日、二十五日と今度は、祈雨の祈願が行われている。天候不順であれば当然の事ではあるが、その年の秋の実りに不安が生じるのである。

竹の結実や台風・洪水被害、極め付きは内裏の大火と、前年から社会不安の増加が顕著となったのである。円融天皇は気の休まる暇が無いのである。また本来慶事であるはずの一皇子の誕生も、『栄花物語』によれば、外戚の右大臣家の処遇に対する不満をますます増大させる結果となり、一方では天皇の心労を増すものであった。円融天皇は、三月の下旬と七月の下旬から八月の上旬にかけて、更に十月に病気を煩うのである。

三月の病では、故藤原忠君<sup>註六</sup>の霊が出現し託宣する。右大臣の心痛を代弁し姪の詮子の立后を激しく迫った可能性も高い。さもないとすれば懐仁親王の立太子を。翌三十日には、天変・怪異を鎮めるための仁王会が行われている。『北山抄』

には「日來天變・恠異無有隙」と、連続する天變・怪異を恐れている様子が描かれている。また四月下旬には、太政官の民部省に鹿が紛れ込み、卜占が行われた。鹿は藤原氏の氏神の春日大社の神使でもあり、卜占が行われたのではないか。七月下旬の発病では、伊勢神宮の託宣が下ったり、山陵使が派遣されるなど、かなり重かったのではないか。十日以上経過した、八月十日に良源僧正の祈祷の効果が現れ、瘡病が平服した。世の中が落ち着かない状態が長続きし、極度のストレスから来る瘡病では無かったのか。円融天皇は身も心も打ちのめされていたのであろう。

病気が平服して一ヶ月、九月四日にはまた奇怪な事件が発生する。即ち七月から、火災による造宮の間の里内裏とされていた頼忠の四条第において、藏人式部丞藤原貞孝が、殿上間に祇候している間に殺害された。殺したのは鬼だと恐れられたのである。そこで九月十四日に、四条後院から円融天皇は職曹司へと急いで遷御という次第になる。新造なった内裏に移るのは、十月二十七日である。しかし、内裏新造の喜びを打ち消す事件が発生する。十二月七日に叡山の衆徒が法性寺座主の事で、関白家に乱入するという乱暴狼藉を働く。法性寺は言うまでもなく、前年に右大臣兼家の室家・時姫や、故皇后嬪子の法事が行われた寺である。<sup>註七</sup> 関白頼忠や間接的には円融天皇に対する大変な心痛の種となろう。(表VII参照)。

表VII (天元四年(九八一))

月 日	記 事
一月十三日	齋宮寮雜舍十二宇有 <sup>レ</sup> 火。 <span style="float: right;">(紀)</span>
一月十八日	止 <sup>二</sup> 賭弓 <sup>一</sup> 。依 <sup>二</sup> 去年内裏火 <sup>一</sup> 也。 <span style="float: right;">(紀)</span>

二月 九日	今夜。采女司廳燒亡。	紀
二月十四日	奉 <sub>レ</sub> 遣 <sub>二</sub> 伊勢以下諸社幣使 <sub>一</sub> 。依 <sub>二</sub> 來廿日造宮事 <sub>一</sub> 也。	紀
二月十六日	奉 <sub>レ</sub> 遣 <sub>二</sub> 伊勢以下五社幣使 <sub>一</sub> 。 <small>伊。石。賀。松。平。春。</small>	紀
二月 廿日	天皇行 <sub>二</sub> 幸平野社 <sub>一</sub> 。社司加 <sub>レ</sub> 爵。以 <sub>二</sub> 施無畏寺 <sub>一</sub> 爲 <sub>二</sub> 神宮寺 <sub>一</sub> 。今日。午刻。造宮事始也。	紀
三月十三日	木工町火事、	小目錄一八九
三月廿三日	庚申。詔書。免 <sub>下</sub> 就 <sub>二</sub> 造宮事 <sub>一</sub> 諸國今年半租 <sub>上</sub> 。	紀
三月廿四日	辛酉。於 <sub>二</sub> 建禮門 <sub>一</sub> 御讀經。依 <sub>二</sub> 造宮 <sub>一</sub> 也。	紀
三月廿五日	御藥事、 <small>付御卜御祈事、</small>	小目錄一二〇
三月廿九日	御藥間、召釋經師事、 故忠君靈託事、 <small>(藤原)</small>	小目錄一二〇
三月 卅日	仁王會、文章博士資忠作 <sub>二</sub> 咒願文 <sub>一</sub> 。 仁王會也被仰云日來天變恠異無有隙仍今般若殊爲攘災所修也仁王會法師等給杖取者、受綸旨仰左大臣	紀 『北山抄』一九
四月廿五日	鹿入 <sub>二</sub> 太政官民部省 <sub>一</sub> 。有 <sub>二</sub> 卜占 <sub>一</sub> 。	紀
五月 廿日	霖雨事、 <small>有御卜、</small> (止雨事)	小目錄一九
五月廿一日	霖雨御祈事、	小目錄一九
五月廿六日	自昨日內裏有死穢。諸卿諸司不可參內者。	紀

六月 四日	采女町強盜事、	◎目録一七
六月廿三日	祈雨御祈事、(祈雨事)	◎目録一九
六月廿五日	召祭主、令祈雨事、 <small>(天中臣等)</small>	◎目録一九
七月 七日	天皇遷 <sub>レ</sub> 御四條後院 <sub>一</sub> 。太政大臣四條坊門大宮第也。以 <sub>レ</sub> 之爲 <sub>二</sub> 後院 <sub>一</sub> 。 <small>(實忠)</small>	◎目録一九
七月廿九日	有御藥事、	◎目録二〇
八月 三日	依御惱并伊勢幣、停釋奠宴座事、	◎目録二〇
八月 四日	御惱間、太神宮御託宣事、	◎目録二〇
八月 八日	依御惱、被立山陵使事、	◎目録二〇
八月 十日	依良源僧正驗、御瘡病平復事、 <small>(實忠)</small>	◎目録二〇
九月 四日	藏人式部丞藤原貞孝候 <sub>二</sub> 殿上 <sub>一</sub> 問。爲 <sub>二</sub> 鬼物 <sub>一</sub> 被 <sub>レ</sub> 致。後院。	◎目録二〇
九月十三日	天皇從後院遷御職曹司。	◎目録二〇
十月 六日	主上有御惱事、 <small>(關融天皇)</small>	◎目録二〇
十月廿七日	辛卯。天皇遷 <sub>レ</sub> 御新造内裏 <sub>一</sub> 。東宮遷 <sub>レ</sub> 座昭陽舍 <sub>一</sub> 。	◎目録二〇
十二月 七日	叡山衆徒、依法性寺座主事、乱入關白家事、 <small>(藤原賴忠)</small>	◎目録一七

天元五年(九八二)は、二月十九日に皇太子の元服が行われ、三月十一日には女御遵子の立后という、本来ならば誠におめでたい行事が続いた年である。ところが天元五年に入ると世の中の混乱は益々加速する。一月十日に円融天皇はまず、円融寺の造作料の栄爵の申請について指示をする。円融寺は御願所であり、二月には円融寺への行幸について、

彼の寺の俗別当である大納言重信に指示をだしている。さらに二月十五日には昨年末に叡山の衆徒が問題があるとして関白家に乱入した、あの法性寺の餘慶僧都を召し授戒し、餘慶に御襲・表袴を給わったという。仏法をもって世情の混乱を回避し、安定をもたらそうと願い、また御自らを救いたいと願ったのである。

この年、身体の面では、円融天皇は不調なのである。一月の晦日から足の調子が悪くなったのである。そこで二月四日に医者を呼び、陰陽師を召して占わせたところ、「穢氣」がそこら中に満ちているとの判断が下されたのである。世の中の空気が不穏なのである。それを反映した占いの結果ではないか。昨年はほぼ年間を通して、特に八月は瘡病にひどく痛め付けられ、今年は春先から足を痛めたのである。円融天皇にとって気の重いことが多いのである。

一方この年は右大臣兼家にとっても非常事態から始まる。一月二十八日に冷泉院の女御・超子が突然死するのである。居貞親王などを掌中に行っているとはいえ、東三条家にとっては大激震である。新造なった内裏から梅壺の女御詮子は、服喪のためその夜、里に退去するのである。

二月七日には、実資が、ここ数ヶ月、海賊が蜂起し、調庸物の海上輸送が困難を来している件について奏上している。この海賊の件は二月二十三日に伊豫の国から届いた解文によれば、賊の首魁能原兼信及びその他の賊等十五人が追討せられたと知らせてきている。造宮の費用など大量の出費を強いられ、昨年の半租位では地方は疲弊から立ち直れないのである。都にも地方にも、社会不安や不満が充満しているのである。

梅壺の女御詮子が宮中から退去すると、二月十七日の真夜中の子刻に、弘徽殿女御遵子が宮中に参入。実資が北陣まで迎えに出ている。するとそれを見計らったように、翌十八日の夜に織部司の東辺りの小屋等が、火事になっている。放火ではないか。また二月十九日には、下人が抜刀して弘徽殿の渡殿に乱入し、殿（頼忠）の隨身に捕まっている。この火事も下人の乱入も、弘徽殿女御に対する、右大臣側の嫌がらせではないかと考えられる。一月十九日の尊子内親王

の宮中・承香殿への参内と比較してみればよい。尊子内親王が参内したからといって、遵子の時のような混乱は起きていない。

また下旬には円融天皇が、京師では群盗が溢れ、連日殺人事件が発生し、日中もおちおちで歩けないのは、検非違使たちのサボタージュ、不真面目な勤務体勢が原因だと、実資に語ってる。そして翌二十八日には、検非違使の長官の左衛門督重光を呼び出し、職務怠慢を糺し、職務に励むようにと指示している。「近日強盗致害放火者連日不斷」という円融天皇の言は、誠に凄まじい荒れすさんだ状況を示すものである。検非違使たちが意識的に怠業し、それを見越して都では強盗・殺人・放火という不法行為連日絶えない、充滿しているのである。都中が意識的に無法状態に置かれ、荒れ狂っているのである。そこで三月三日にはこの混乱状態を鎮めるための仁王会執行の如何註九が問われた（表Ⅷ参照）。

表Ⅷ（天元五年（九八二））

月 日	記 事
一月 十日	召下官被仰云、円融寺申造作新爵、以大炊允三嶋兼連可被預榮爵之奏狀、將遣太相府可令定申者、 ①
一月 十九日	<small>（尊子内親王）</small> 二品宮被参内、以承香殿爲直廬、初被候麗景殿、 ①
一月 廿八日	今朝院女御頓滅云々、梅壺今夜退出、 ①
二月 四日	又被仰云、去月晦間御足留 <small>（マシ）</small> 非尋常、召陰陽師可令占申、又召醫家可令問其由、又可令奉仕御祈者、即奏云、穢氣遍滿、 ①



二月 七日	下官奏云、月來海賊蜂起、緣海調庸、已以難運（中略）仰云、左大臣与諸卿相共可定申者、 ①
二月十二日	今日大相府被奏円融寺行幸事、件円融寺是御願所、於幸又有何事、左右在勅命者、仰云、行幸事可催行之由、可仰大納言重信者、件卿彼寺別當、仍使彼卿、 ①
二月十五日	今日餘慶僧都於二間所給御襲・表袴云々、傳聞、依奉授戒云々、先年又有此事、 ①
二月十七日	子時許太政大臣 <small>（藤原學）</small> 女御被參入、 ①
二月十八日	今夜織部司東邊小屋等燒亡云々、 ①
二月十九日	壬午。皇太子於南殿加三元服。仍天皇出御南殿。左大臣 <small>（雅信）</small> 加冠。中納言重光理髮。有音樂。詔書云。爲父後者。六位以下敍爵一級。去天元三年以往調庸未進咸免除之。東宮宣旨。乳母等敍位。大臣以下給祿有差。 ①
二月廿三日	今夜下人拔刀走登弘徽殿渡殿、 <small>（常寧殿与弘徽殿南渡殿也）</small> 即殿御隨身等捕之、即給檢非違使了、 ①
二月廿七日	戌時許從伊豫國言上賊首能原兼信及他賊等十五追討之解文、 ①
二月廿八日	仰云、日者京師不閑、足可驚恠、群盜盈巷、致害連日、是檢非違使等不勤職掌之所致也、 ①
二月 一日	今朝召遣左衛門督重光、被仰云、近日強盜致害放火者連日不断、公家尤有驚御、使官人等專忘職掌、若有不勤職掌者解却見職、仰其由、可令勤職掌者、就中去夕事尤有驚御者、 ①
三月 三日	癸巳。日蝕。 ①
三月十一日	又仁王會若可行欵、世間不靜、尤可慎御、 ①
三月十一日	癸卯。以女御從四位上藤原遵子。立爲皇后。 ①

弘徽殿女御遵子の立后が近づいたのを、右大臣側にうすうす悟られたのか、都の中が凄まじい混乱状況になっているのである。その様な状態の中、三月十一日に遵子の立后が執り行われたのである。

## 五、弘徽殿女御遵子の立后

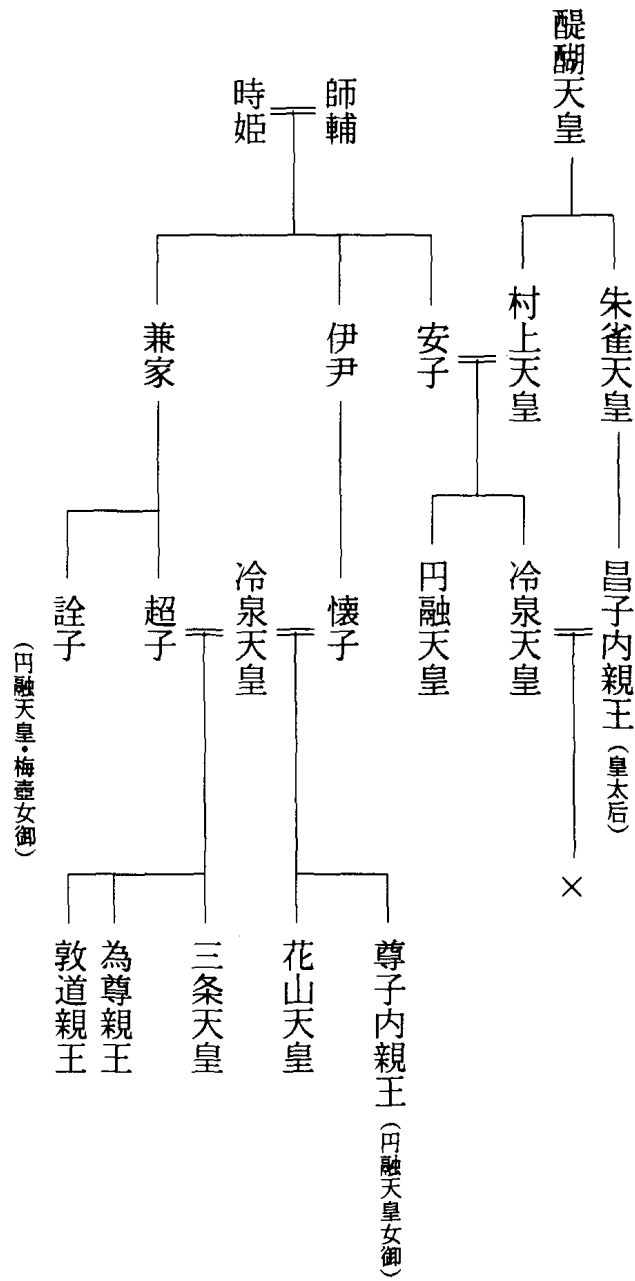
円融天皇から弘徽殿女御遵子の立后について、申し入れがあったのは、二月二十三日の事であった、二月に入って円融寺への行幸の沙汰や皇太子の元服に取り紛れた訳ではあるまい。二月廿三日に関白より、去る二十日の日に少将命婦・良峯美子から、遵子立後の天皇の内意を告げられ、はっきりしないので、実資だけの腹の中に納めておくようにとの話がある。二十五日には宮中の宿所に詰めていた実資のもとへ、良峯美子がやって来て円融天皇の内意を密かに伝えている。良峯美子は円融天皇の乳母であった。実資は少将乳母から天皇の内意を密かに伺って、大層喜んでゐる。二十八日の夕方同じく良峯美子が綸旨を伝えにやって来る。天皇からは、遵子の立后は暫く外部に漏れないよう秘匿して置くようにとの事であった。但し準備はしておくように、来月五日に細かな打合せをしたい、との内意であった。

円融天皇が、遵子立後の件が外部に漏れる事を極度に恐れ、立后準備を急かせたことは、三月二日、翌三日の記事にも示されている。関白頼忠も帝の心配は十分に理解できているのである。帝はしつこいほどこの点を心配する。遵子立後の件は秘密にしておくこと、またもし準備に手間取ったりして事が長引くと、世間に漏れ聞こえてしまうことを心配している。右大臣兼家が知るところとなれば、当然反対が強く、遵子の立后は流れてしまう恐れがあった。そこで遵子の立後の準備を秘密裏に、それでいて事を急ぐ必要があったのである。一端決めたならば、可及的すみやかに、反対の入らないうちに事を済ます必要があったのである(表IX参照)。

表IX (天元五年(九八二))

月 日	記 事
二月廿三日	<p>殿下被參式、即候御共、皇后事有御氣色之由、密云と有被仰事、是去廿日少將命歸所告、仍与祿云々、是又非悻仰者、尤可私藏、</p> <p>④</p>
二月廿五日	<p>候宿、御事也、有御氣色之由、少將乳母密と相談、感悅之腸一時千廻、</p> <p>④</p>
二月廿九日	<p>昨夕少將乳母傳綸旨命云、皇后事暫可秘隱、但至于事儲可用意者、來月五日可定雜事者、</p> <p>④</p>
三月 二日	<p>内候宿、殿下被命云、后事大略少將乳母告旨、非可有事疑、然而欲承悻仰、又可秘之由有仰事、若有事儲、必及諸人聽欵、</p> <p>④</p>
三月 三日	<p>后事奏聞、被仰云、至于其期追以可仰、於事之儲、早可用意、但暫不可披露者、</p> <p>④</p>
三月 五日	<p>殿下被命云、皇后事未承其日、今日吉日、若可然者、令蒙悻仰、定申可立皇后之日、如此之事、若及廻事定難成欵、(中略)被仰云、事既一定、早可奏立后之日者、(中略)被仰云、以弘徽殿息所可立給皇后、供奉所司且可誠仰之由、可仰左大臣、(中略)候陣公卿等參弘徽殿被申皇后慶、仰云、從皇<sup>(太晚)</sup>后宮、頻被奏云、 (昌子内親王)</p> <p>④</p>

円融天皇が立后を急かせたことは、三月五日の記事にも記されている。この日は遵子の立后は決まったのだから、立后の日を早く奏上すべしと仰せがある。その時であっても立后の日取りを早くすべし、との帝の仰せがある。右大臣側からの妨害を恐れたのであろう。この日、陣定に出ていた公卿たちは、弘徽殿へ出向き立后の慶を奏したのである。



(系図Ⅱ)

関白頼忠の娘・弘徽殿女御遵子の立后を強く進言し続けたのは、皇太后の昌子内親王であった。言うまでもなく昌子内親王は、冷泉院の皇后であった。皇后とはいえ、昌子内親王と冷泉院の間には御子の誕生は無かった。昌子内親王は、『栄花物語』の中で、村上天皇の八宮・永平親王を養子に迎えようとした人である。永平親王は其中で「烏澁話」の主人公なのである。昌子内親王は、その様な馬鹿な親王を養子にしようとしたと描かれているのである。『栄花物語』の中で昌子内親王は、評価が低いのである。言うまでもなく永平親王の母は、村上天皇の寵妃・宣輝殿女御芳子であり、中宮安子の地位をおびやかしまでは出来なかったであろうが、少なくとも村上天皇の寵愛を奪った女御である。

冷泉院は懷子との間に花山天皇や尊子内親王、超子との間に三条天皇他多くの皇子を儲けている。懷子は伊尹の、超

子は兼家の娘である。彼女たちは何れも、九条殿師輔の孫である。各帝との間に多くの皇子を抱え、外戚として政を専断しようとする、右大臣兼家たちに対する反発も強かったのではないか。尊子内親王も遵子立后から一ヶ月もしない、四月八日に密かに出家する。これも、右大臣兼家たちに対する反発の意味があったのかも知れない。尊子内親王は『栄花物語』の中では扱いが冷たく、「火の宮」と余りありがたい名を頂戴し、「いとかなううせ給ひにし」とすぐに亡くなったごとくに記されているのである（系図Ⅱ参照）。

## 註

註一 貞元二年（九七七）十月の除目では誰もが兼家を大層恐れ、濟時以外右大将を望まなかった事が『愚管抄』巻第三に記されている。

註二 「村上第八永平親王於二小一條第加三元服一。左大臣加冠。其禮了。初參内。有二御遊一。親王敍三四品一」（『日本紀略』天元二年二月二十日条）。また三月十日には「左近陣官獻櫻花於承香殿事。」（『小右記・目錄』）と、華やかな行事が見られる。

註三 「女御藤原述子卒二東三條第一。年十五。依二疱瘡之間產生三也。號二弘徽殿女御一。左大臣女也」（『日本紀略』天曆元年十月五日条）、「弘徽殿女御述子事村上女御」（『大鏡』裏書第二卷三五）とあり、叔母の女御述子は弘徽殿と呼ばれていた。

註四 拙論「田融天皇の治世の特色——その前半——」（『信州豊南女子短期大学紀要』第十六号）

註五 「此御時内裏焼亡」タビくアリ。北野ノ御ユヘナド云傳ヘタリ。貞元元年五月十一日丁丑、内侍所ハ不損滅。但無光、其色黒云々。天元三年十一月廿二日半滅給云々。」(卷第二)

註六 『尊卑分脈』によれば安和元(九六八)年に死んだ師輔の息子の藤原忠君であろう。右大臣兼家とは同母の兄弟である。

註七 「右大臣於(兼家)法性寺修時能室家七々法事。上卿及下記等向之。公家并一院修冷泉諷誦。」『日本紀略』天元三年三月九日条、また「於法性寺公家修皇學皇后國忌態。」(『日本紀略』同年五月二十八日条。)

註八 「昨日使官人等右政了自一条還來間、右近馬場馬留間、有帶刀弓箭者、令問之間放矢申、隨身火長下人合三人、夜依暗然不能追捕者」(『小右記』天元五年二月二十八日条。)とあり、右近馬場の馬留の辺りで、刀弓箭を帯びた不審者を誰何したところ、突然矢を放ったので三人がかりで捕えようとしたが、夜のことと逃げられてしまった。単なる野伏・夜盗とも思えない、完全武装している武士である。これが横行する盗賊の正体であったとすれば、検非違使として危険でおちおち手が出せない。

註九 「己酉。仁王會也。」(『日本紀略』天元五年五月十八日条。)また「今日仁王會、檢校大納言爲光、」(『小右記』同日条。)と五月十八日に仁王會が執り行われている。